

(3) 介護保険特別会計

介護保険制度に対応するため設置された介護保険特別会計は、介護保険給付等事業と地域支援事業にかかる「保険事業勘定」となっている。

介護保険事業は、介護保険事業計画（3年ごとに策定）に基づき事業運営を進めることになっており、令和4年度は第8期介護保険事業計画の中間年度となっている。

【介護保険給付等事業】

○第1号被保険者数（各年度当初予算）

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
被保険者数	17,155人	17,344人	17,425人

○第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	第1号被保険者	保険料月額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下	基準額×0.30 =1,285円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円超120万円以下	基準額×0.50 =2,150円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が120万円超	基準額×0.70 =3,010円
第4段階	・本人が市民税非課税（世帯の中に市民税課税の人がいる）かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下	基準額×0.90 =3,870円
第5段階	・本人が市民税非課税（世帯の中に市民税課税の人がいる）かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円超	基準額×1.00 =4,300円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20 =5,160円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30 =5,590円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50 =6,450円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上520万円未満	基準額×1.70 =7,310円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上	基準額×1.80 =7,740円

○保険料の状況

(単位：円)

第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）					
所得段階	月額保険料	年額保険料	所得段階	月額保険料	年額保険料
第1段階	1,285	15,400	第6段階	5,160	61,900
第2段階	2,150	25,800	第7段階	5,590	67,000
第3段階	3,010	36,100	第8段階	6,450	77,400
第4段階	3,870	46,400	第9段階	7,310	87,700
第5段階	4,300	51,600	第10段階	7,740	92,800

○第1号被保険者の所得段階別人数

令和4年度			令和3年度		
所得段階	人数(人)	割合(%)	所得段階	人数(人)	割合(%)
第1段階	4,029	23.5	第1段階	4,118	23.7
第2段階	1,497	8.7	第2段階	1,477	8.5
第3段階	1,559	9.1	第3段階	1,552	8.9
第4段階	2,297	13.4	第4段階	2,393	13.8
第5段階	1,563	9.1	第5段階	1,552	8.9
第6段階	2,588	15.1	第6段階	2,646	15.3
第7段階	2,279	13.3	第7段階	2,161	12.5
第8段階	796	4.6	第8段階	852	4.9
第9段階	362	2.1	第9段階	393	2.3
第10段階	185	1.1	第10段階	200	1.2
計	17,155	100.0	計	17,344	100.0

○保険料の内訳

(単位：千円)

区 分	令和4年度 当初予算	令和3年度 当初予算	増減額
特別徴収(現年分)	690,837	698,593	△7,756
普通徴収(現年分)	70,234	69,858	376
普通徴収(滞納分)	2,337	2,538	△201
合 計	763,408	770,989	△7,581

○介護(介護予防)サービス受給人数見込

(単位：人)

	令和4年度	令和3年度
居宅サービス		
要支援1	290	274
要支援2	298	311
要介護1	422	427
要介護2	199	225
要介護3	63	64
要介護4	44	33
要介護5	35	18
居宅サービス計	1,351	1,352
施設サービス		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29
介護老人福祉施設	228	215
介護老人保健施設	159	170
介護療養型医療施設 (介護医療院を含む)	13	27
施設サービス計	429	441
居住系サービス		
認知症対応型共同生活介護	117	117
特定施設入居者生活介護	166	166
居住系サービス計	283	283
合計	2,063	2,076

○保険給付費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度 当初予算	令和3年度 当初予算	増減額
介護サービス等諸費	2,893,800	3,143,483	△ 249,683
居宅介護サービス給付費	878,000	980,573	△ 102,573
特例居宅介護サービス給付費	200	200	0
施設介護サービス給付費	1,269,000	1,347,793	△ 78,793
特例施設介護サービス給付費	200	200	0
居宅介護福祉用具購入費	4,000	3,998	2
居宅介護住宅改修費	7,000	9,452	△ 2,452
居宅介護サービス計画給付費	122,000	117,823	4,177
特例居宅介護サービス計画給付費	200	200	0
地域密着型介護サービス給付費	613,000	683,044	△ 70,044
特例地域密着型介護サービス給付費	200	200	0
介護予防サービス等諸費	204,600	221,511	△ 16,911
介護予防サービス給付費	147,000	165,511	△ 18,511
特例介護予防サービス給付費	200	200	0
介護予防福祉用具購入費	4,000	4,504	△ 504
介護予防住宅改修費	14,000	15,132	△ 1,132
介護予防サービス計画給付費	32,000	31,089	911
特例介護予防サービス計画給付費	200	200	0
地域密着型介護予防サービス給付費	7,000	4,675	2,325
特例地域密着型介護予防サービス給付費	200	200	0
審査支払手数料	3,200	3,400	△ 200
高額介護サービス等費	86,500	88,266	△ 1,766
高額介護サービス費	86,000	87,766	△ 1,766
高額介護予防サービス費	500	500	0
高額医療合算介護サービス等費	11,500	12,500	△ 1,000
高額医療合算介護サービス費	11,000	12,000	△ 1,000
高額医療合算介護予防サービス費	500	500	0
特定入所者介護サービス等費	117,900	126,534	△ 8,634
特定入所者介護サービス費	116,500	125,134	△ 8,634
特例特定入所者介護サービス費	200	200	0
特定入所者介護予防サービス費	1,000	1,000	0
特例特定入所者介護予防サービス費	200	200	0
保険給付費計	3,317,500	3,595,694	△ 278,194

○保険給付費サービス別内訳

(単位：千円)

区 分	令和4年度 当初予算	令和3年度 当初予算	増減額
居宅サービス	1,208,800	1,328,882	△ 120,082
地域密着型サービス	620,400	688,119	△ 67,719
施設サービス	1,269,200	1,347,993	△ 78,793
審査支払手数料	3,200	3,400	△ 200
高額介護サービス	86,500	88,266	△ 1,766
高額医療合算介護サービス	11,500	12,500	△ 1,000
特定入所者介護サービス	117,900	126,534	△ 8,634
合 計	3,317,500	3,595,694	△ 278,194

【地域支援事業】

(単位：千円)

項 目	令和4年度 当初予算	令和3年度 当初予算	増減額
介護予防・生活支援サービス事業費	209,645	237,308	△ 27,663
介護予防・生活支援サービス事業費	187,525	210,945	△ 23,420
介護予防ケアマネジメント事業費	22,120	26,363	△ 4,243
その他諸費	812	958	△ 146
審査支払手数料	812	958	△ 146
一般介護予防事業費	9,311	8,536	775
一般介護予防事業費	9,311	8,536	775
包括的支援事業・任意事業費	92,271	89,740	2,531
包括的支援事業費	86,949	84,103	2,846
任意事業費	5,322	5,637	△ 315
地域支援事業費計	312,039	336,542	△ 24,503

○介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対し、要介護状態等の軽減又は悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うため、次の事業を実施する。

- ・介護予防・生活支援サービス事業費
要支援者等に対し、訪問型サービス及び通所型サービスを提供する。
- ・高額介護予防・生活支援サービス費
介護予防・生活支援サービス事業費における自己負担額が著しく高額である場合に、基準を超えた分を支給する。
- ・高額医療合算介護予防・生活支援サービス費
介護予防・生活支援サービス事業費及び医療費に係る自己負担額が著しく高額である場合に、基準を超えた分を支給する。

○介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等の心身の状況や置かれている環境等に応じて、その状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう支援する。

○審査支払手数料

介護予防・生活支援サービス事業費の支給に関する審査及び支払に係る事務を委託し、適正な支給を行う。

○一般介護予防事業

高齢者が要介護状態等になることを予防し、自立した生活を長く続けることができるよう、地域のリハビリテーション専門職等を活用し、一般市民を対象に広く介護予防についての知識普及を行う介護予防活動普及啓発事業や住民主体の通いの場が継続して活動できるよう支援する地域リハビリテーション活動推進事業等を実施する。

また、介護予防把握事業として、当該年度に80歳に到達する人のうち要介護認定を受けていない方を対象とした実態把握訪問を実施する。

○包括的支援事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、次の事業を実施する。

- ・認知症初期集中支援推進事業
認知症の早期診断、家族支援など初期の支援を集中的に行う本事業を委託し、認知症の方やその家族への早期支援を行う。
- ・認知症地域支援・ケア向上推進事業
認知症の方の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の方やその家族等が集い、介護の相談や情報交換等を行う認知症カフェ開設運営に係る経費の一部を助成する。
- ・包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のほか、認知症地域支援推進員の配置を委託し、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行う。
- ・在宅医療・介護連携推進事業
地域の医療と介護関係者による会議の開催や研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進する。
- ・生活支援体制整備事業
高齢者の困りごとに対応できるよう、民間活力や地域住民による支え合いの仕組みを構築するため、地域住民等とともに検討を進める。
- ・地域ケア会議推進事業
地域の支援者を含めた介護・福祉・保健・医療等の多職種の連携と、多様な社会資源の総合調整を行い、高齢者が地域において、自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。

○任意事業

介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する方などに対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うため、次の事業を実施する。

- ・住宅改修支援事業
介護支援専門員等が、住宅改修の利用者に対し「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合、その作成料を支給する。
- ・高齢者等介護用品給付事業
市民税非課税世帯のうち、在宅生活をしている要介護4以上の高齢者に対し、介護用品の購入に要する経費を給付し経済的負担等の軽減を図る。
- ・成年後見制度利用支援事業
判断能力が不十分な高齢者の権利・利益を保護するため、親族がいない方などに市長が成年後見制度の申立てを行うほか、成年後見人等への報酬を負担することが困難な方に対して当該報酬の全部又は一部を助成する。
- ・成年後見支援センター事業
西いぶり定住自立圏で設置した「室蘭成年後見支援センター[西いぶり2市2町]」で、成年後見制度の利用支援や周知・啓発を行う。
- ・高齢者見守り支援事業
認知症の方や家族を支援する認知症サポーターの養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を開催するほか、認知症高齢者の見守り体制やはいかい高齢者を早期に発見できる仕組みを構築し、誰もが安心して暮らしやすい環境を整備する。